

「(仮称) 小平第十五小学校の更新等に関する基本計画」策定方針

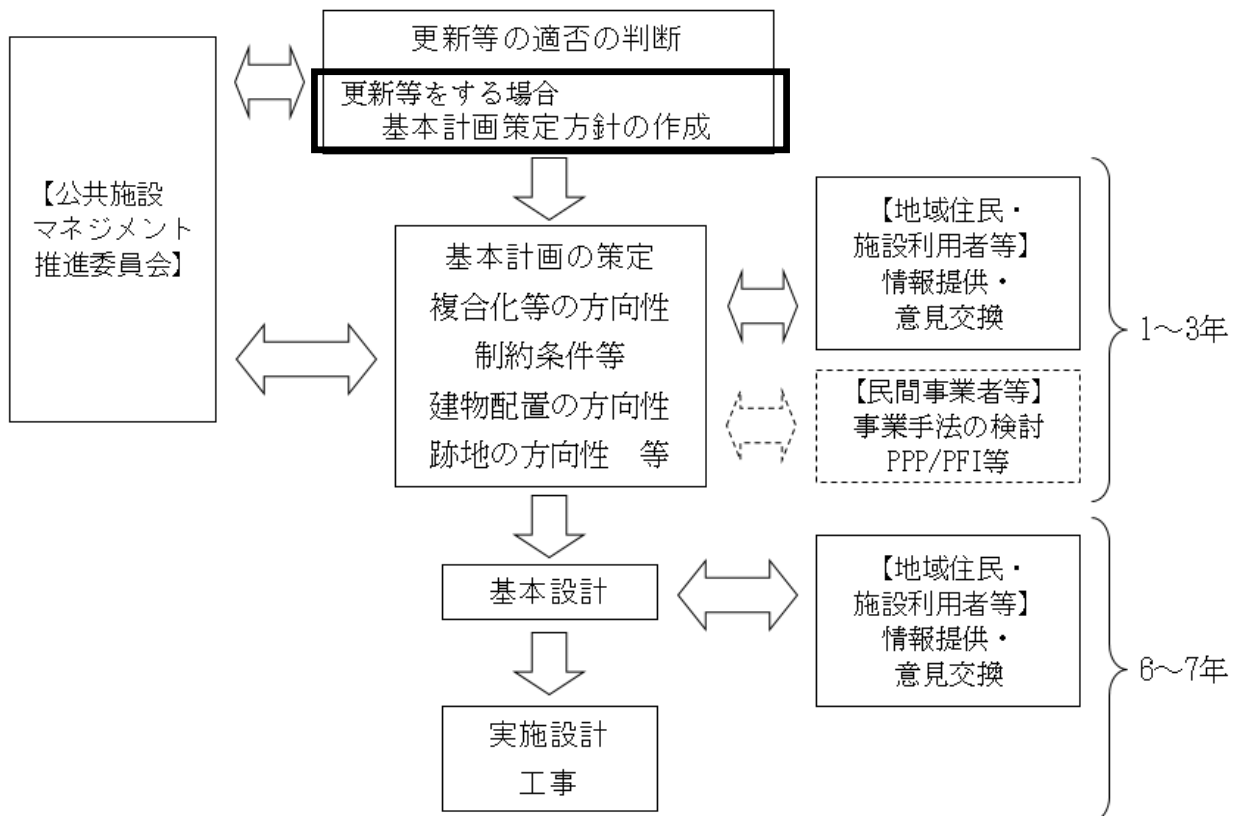
1 策定の背景

「小平市公共施設マネジメント推進計画」(2022(令和4)年3月改定、以下、「推進計画」という。)では、施設の更新等に向けた「基本的な検討手順」を示しています。小平第十五小学校について、「基本的な検討手順」に記載する更新等の適否の判断を行った結果、「更新等を行う」ものとしたことから、「(仮称) 小平第十五小学校の更新等に関する基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

策定に当たっては、多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりや、教育活動の充実、教育環境の向上を図るとともに、老朽化等の多くの課題がある学校プールについても、別途検討を行っている「市営屋外プールのあり方」の検討等を踏まえながら、当校プールの方向性について検討を行います。

また、十五小学校学童クラブ第一・第二の複合化等についても、併せて検討を行います。

さらに、将来的に概ね40年後(建設想定時期からは30年後)に他校への統合を検討する想定であることから、使用期間に見合う構造の検討や、将来的な他用途への転用、民間への売却などの可能性を踏まえた建て方の検討も行います。



小平市公共施設マネジメント推進計画より抜粋

2 位置づけ

本計画は、「小平市第四次長期総合計画」を推進するための個別計画として位置付ける推進計画に基づき策定するものであり、関連する上位・各個別計画と整合性を図るものとします。

3 体制

(1) 小平市公共施設マネジメント推進委員会

本計画の策定に当たっては、「公共施設マネジメント推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」の意見聴取を行います。

(2) 市民からの意見等の収集

必要に応じて、地域住民、施設利用者等への情報提供や意見交換、民間事業者の意見聴取を行います。

また、素案の段階において、市報や小平市ホームページ等により広く公表し、市民意見公募（パブリックコメント）手続を行います。

(3) 庁内体制

①本計画策定の庶務は、教育部施設更新担当課長において処理します。

②本計画の策定に当たっては、「小平市公共施設マネジメント推進本部」において、内容の検討を行います。

③必要に応じて、部会、ワーキングチームを編成し、関連業務内容の整理、集約、分析、素案作りに必要な業務等を行います。

4 策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

本計画の策定に当たっては、市民意見公募（パブリックコメント）手続の実施の際など、適宜、市議会への報告を行います。

(2) 情報の公開

本計画策定の進捗に応じて、推進委員会、市民意見公募（パブリックコメント）手続の結果等、適宜小平市ホームページ等で情報を公開します。

5 策定スケジュール概要

別紙のとおり

※学校の更新時期の一定の分散を図るため、小平第十五小学校については、令和6年度から更新手続きに着手します。

基本計画策定スケジュール（概要）

	推進委員会 地域住民・施設利用者等	事務局・公共施設マネジメント 推進本部等
令和5年2月		本計画策定方針公表
3月		



令和6年4月		計画内容の協議、 素案の作成	本部等
5月			
6月	推進委員会 地域住民・施設利用者等		適宜開催
7月			
8月	推進委員会	適宜開催	
9月			
10月	推進委員会		
11月			
12月	推進委員会		
令和7年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月	推進委員会		
7月			
8月	推進委員会		
9月			
10月	推進委員会		
11月			
12月	推進委員会		
令和8年1月			
2月			
3月			
4月			

5月						
6月	推進委員会					
7月						
8月	推進委員会					
9月						
10月	推進委員会					
11月		↓		↓		
12月	市民意見公募手続			素案公表		
令和9年1月	↓			↓		
2月				市民意見集約・反映、計画案の作成		
3月				計画策定・公表		↓

※スケジュールは、変更の可能性があります。